

経 済 産 業 省

20180130保局第1号
平成30年2月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正について

電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成30年2月1日から適用する。ただし、この通達による改正後のⅢ（9）の規定の適用については、平成31年1月31日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の範囲等の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>I 及び II（略）</p> <p>III リチウムイオン蓄電池</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 単電池とは、リチウムの酸化・還元で電気的エネルギーを供給する充電式の電池であり、最終的な電池容器、端子配置及び電子制御装置を備えていないため、一般的にすぐに使用できる状態にないものを指す（JIS C 8711(2013)3.7参照）。</p> <p>(3) 体積エネルギー密度とは、JIS C 8711(2013)「ポータブル機器用リチウム二次電池」3.5の定格容量(Ah)と3.4の定格電圧(公称電圧)(V)を乗じて、これを単電池の最大寸法(体積)で除したものを指す。算出された値の小数点以下を四捨五入して、単電池の体積エネルギー密度とする。ここでは、ワット時毎リットル(Wh/l)の単位を用いる。また、単電池の体積エネルギー密度は、単電池の設計ごとに定められる。</p> <p>なお、体積エネルギー密度は、一般的には電池製造事業者(電池メーカー)から仕様書において提示される。(途中略)</p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>リチウムイオン蓄電池が機器に装着された状態で輸入・販売される場合は、当該機器の輸入・販売として取り扱う。ただし、ポータブルリチウムイオン蓄電池(いわゆるモバイルバッテリー)等の主として電子機器類の外付け電源として用いられるものは、充電装置や昇圧装置等とともに同一筐体に組み込まれていても機器ではなくリチウムイオン蓄電池と解釈し、対象として取り扱う。</u></p>	<p>I 及び II（略）</p> <p>III リチウムイオン蓄電池</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 単電池とは、リチウムの酸化・還元で電気的エネルギーを供給する充電式の電池であり、最終的な電池容器、端子配置及び電子制御装置を備えていないため、一般的にすぐに使用できる状態にないものを指す（JIS C 8711(2006)3.6参照）。</p> <p>(3) 体積エネルギー密度とは、JIS C 8711(2006)「ポータブル機器用リチウム二次電池」3.5の定格容量(Ah)と3.4の定格電圧(公称電圧)(V)を乗じて、これを単電池の最大寸法(体積)で除したものを指す。算出された値の小数点以下を四捨五入して、単電池の体積エネルギー密度とする。ここでは、ワット時毎リットル(Wh/l)の単位を用いる。また、単電池の体積エネルギー密度は、単電池の設計ごとに定められる。</p> <p>なお、体積エネルギー密度は、一般的には電池製造事業者(電池メーカー)から仕様書において提示される。(途中略)</p> <p>(4)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>装着とは、エンドユーザーが利用する最終的な製品(機器)にリチウムイオン蓄電池を取り付けた状態を指す。機器に装着された状態の場合、リチウムイオン蓄電池は機器の一部と見なされるので、この状態での輸入・販売は、電気用品安全法上、リチウムイオン蓄電池の輸入・販売行為とは解さず、対象外として取り扱う。</u></p> <p><u>なお、装着状態ではなく電池単体(補修用・代替用)で輸入・販売され</u></p>

なお、ここで、「装着」とは、エンドユーザーが利用できる最終的な製品(機器)にリチウムイオン蓄電池を取り付けた状態を指す。

(10) リチウムイオン蓄電池が単体(補修用・代替用)や機器に同梱された状態で輸入・販売される場合は、リチウムイオン蓄電池の輸入・販売として取り扱う。

なお、ここで、「同梱」とは、リチウムイオン蓄電池を機器から分離した状態で機器と同じ包装容器に梱包する状態を指す。

る際は、電気用品安全法上、リチウムイオン蓄電池の輸入・販売行為と解し、対象として取り扱う。

(10) 同梱とは、リチウムイオン蓄電池を機器から分離した状態で機器と同じ包装容器に梱包する状態をいう。